

# 仕 様 書

## 1. 委託業務名

令和8年度生活文化創造・戦略展開事業 企画・運営業務

## 2. 事業の趣旨

生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等\*」という。）は、我が国の歴史と伝統に基盤を置く重要な分野であるが、近年、経済・社会的情勢の変化による従事人口の減少等が生じているところである。

そこで本事業は、伝統的な生活文化と異なる文化芸術分野との連携による新たな魅力や観光コンテンツの創出に向けた磨き上げなど、創造的かつ戦略的な取組を展開し、伝統的な生活文化等の多様性を確保しつつ、多くの人々が自らの暮らしに取り入れることにより再活性化を図るものである。

### \*文化芸術基本法（抜粋）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 3. 事業の概要

本事業は、生活文化等を継続的に親しむことができる環境づくりと伝統産業の活性化等を図ることを目的とする。そのため、翌年度以降の継続的な実施を前提として、これまでにはない新規性や創造性のあるイベントの開催やコンテンツの提供等を通じた取組を実施し、その効果や課題を検証するものとする。

## 4. 業務の範囲

受託者は、下記の業務を行うものとする。

- (1) 本事業の実施に係る業務
- (2) 本事業の周知等に係る業務
- (3) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

## 5. 業務内容の詳細

以下、(1)～(3)の業務を実施すること。

※ 過年度実施事業については、「[生活文化創造・戦略展開事業 企画・運營業務 受託者一覧](#)」及び「[生活文化創造・戦略展開事業実施事例](#)」を参照。

### (1) 本事業の実施に係る業務

#### ① 本事業の実施に係る企画立案

令和9年3月19日までに実施可能(すべての業務が完了)な企画を提案すること。また、企画提案に当たっては、以下の内容を踏まえること。

#### ア テーマの設定と課題の把握

- ・ 中心的なテーマとする伝統的な生活文化等の分野を明確に定めること。
- ・ 伝統的な生活文化等の分野とは、文化芸術基本法第十二条の規定に基づくものとする。ただし、食文化は本事業の中心テーマからは除く。
- ・ テーマの設定に当たっては、本仕様書末尾に掲載の生活文化調査研究事業報告書も参照すること。
- ・ 中心的なテーマとして定めた伝統的な生活文化等の分野について、その分野が抱える課題を示し、課題解決を見据えた企画内容を提案すること。

#### イ 企画内容の特徴、効果及び継続性

- ・ 「上記ア」に掲げる伝統的な生活文化等と異なる文化芸術分野(言葉(文学)、デジタルアート等)とを連携させること。
- ・ 既存の生活文化等と異なる文化芸術分野との連携により既存のイベントやコンテンツと異なる点等、企画内容における新規性を具体的に示すこと。
- ・ 企画内容から期待される効果(生活文化等を継続的に親しむ環境づくりや伝統産業の活性化等の波及的な効果等)を具体的に示すこと。
- ・ 企画内容の翌年度以降における継続的な実施(提案者が自ら資金調達をし、イベントの開催やコンテンツの提供等を継続すること)を検討するため、本事業による試行を通じて検証したい事項を具体的に示すこと。
- ・ 参加型のイベントについては、参加者から徴収すべき参加するための費用(以下「参加費」という。)を、本事業の委託費をもって減免又は免除することができる。ただし、翌年度以降の継続的な実施を見据え、適切な料金モデルについても検討することとし、本事業における料金設定の理由や根拠を具体的に示すこと。
- ・ 上記、企画内容の効果及び継続的な実施に向けての検証事項について、その検証方法を具体的に示すこと。
- ・ 企画内容が継続的な振興を行っていくに当たり事業を通して戦略的な取組であること。

## ウ 経費の計上について

- ・ 本事業に係る経費は、「文化庁委託業務の事務処理について」(<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>)に従い、企画提案書の「様式3 (II) 委託業務経費」(以下「委託業務経費」という。)に計上すること。
- ・ 企画提案書の提出時点においては、概算費用による経費計上でも構わないが、経費の妥当性については審査項目に該当するため注意すること(採択後に金額が大幅に変わる場合は説明を求めることがあり、理由によっては、審査委員との協議等により採択を取り消す場合がある。)
- ・ 参加費を徴収する場合は、委託業務経費に収入見込を計上すること。また、実績報告時には、実際に徴収した額を本事業の収入として計上すること。
- ・ 生活文化等の指導者等に対する謝礼が必要な場合は、受託者が定める規程等に基づき計上すること。ただし、高額な単価が設定されているものについては、講演者の選定理由や必要性、単価の妥当性等について説明を求めることがある点に留意すること。

## ② 本事業の運営

- ア 本事業の実施に当たっては、スケジュールや経費の管理、事業実施記録の作成、効果検証及び成果報告等の業務を含め、業務全体の円滑な運営に必要となる実施体制を整備すること。
- イ イベントを実施する場合は、概観や会場の風景等を写真や動画などで記録するとともに、文化庁から画像等の提供依頼を受けた際は協力すること。

## ③ 効果検証

- ア 企画提案書に示す事業全体の効果について、関係者へのヒアリングや参加者へのアンケート調査等により検証・分析すること。
- イ 本事業による試行を通じて得られた結果を踏まえ、継続的な実施(受託者が自ら資金調達して実施すること)に当たっての問題点や課題、有効性等を検証・分析すること。
- ウ 事業完了の際に提出する成果報告書においては、ア及びイの検証・分析の結果、並びに結果を踏まえた翌年度以降のイベント実施計画やコンテンツ利用計画など、本事業における取組の継続的な実施方法(考え得る方法)を示すこと。
- エ 事業実施後の継続的な取組状況を把握する観点から、事業実施翌年度から5年間、その後の取組状況について報告を求める場合がある。

## (2) 本事業の周知等に係る業務

本事業を広く周知するための広報・宣伝活動を実施すること。また、実施内容の新規性や工夫する点を明確に示すこと。

なお、作成した広報物や掲載記事等については、随時、文化庁に提出すること。

### (3) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

事業完了後は、本事業の企画内容や(1)②で作成した実施状況等の記録及び(1)③で得られたデータや分析結果、検討結果を取りまとめ、委託業務成果報告書として、電子データで文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

電子データの形式、提出方法及び提出先は、下記のとおりとする。

○データ形式 PDF 及び WORD 形式

○提出方法 E-mail

○提出先 〒602-8959

京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

文化庁 参事官(伝統文化・生活文化担当)付 生活文化振興担当

E-mail : [seika2@mext.go.jp](mailto:seika2@mext.go.jp)

## 6. 業務期間

業務の実施期間は、契約を締結した日から令和9年3月19日までとする。

## 7. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。

### ※参考資料

令和 5 年度 生活文化調査研究事業報告書

令和 3・4 年度 生活文化調査研究事業報告書(暫定版)

令和 2 年度 生活文化調査研究事業報告書

令和 元 年度 生活文化調査研究事業報告書

平成 30 年度 生活文化調査研究事業報告書

平成 29 年度 生活文化等実態把握調査事業報告書

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka\\_chosa/index.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html)